

役員選出に関する規定

(本規定の目的)

第1条 本規定は一般社団法人湯沢青年会議所定款に基づき、役員選出に関する事項を定める。

(役員選考委員会)

第2条 次年度の理事候補者及び監事候補者を選考するため、役員選考委員会を設置する。

- 2 定員は7名とし、理事長、直前理事長、顧問がいる場合は顧問（以下、「顧問」という）、及び、本規定にて定める選挙にて選任されたもの、で構成される。
- 3 任期は、原則として選挙終了後より、本規定に定める総会承認が必要な全ての案件が承認される総会までとする。
- 4 委員長は直前理事長が務める。
- 5 委員長は選挙後、速やかに委員を招集し第1回目の役員選考委員会を実施する。
- 6 委員会は協議の上、理事候補者案、監事候補者案、次年度理事長候補者案及び役員候補者案を、原則として9月定時社員総会当日までに決定し総会に上程する。ただし、役員選考委員会の委員より、前述の候補者を選出することをさまたげない。

(選挙管理委員会)

第3条 前条に記載された選挙に関する業務を公正かつ円滑に処理するため選挙管理委員会を置く。

- 2 定員は5名とし、毎年6月末日までに理事会の承認を得て理事長が正会員中より指名する。
- 3 任期は、理事長より委員指名された時点から、選挙終了までとする。
- 4 委員の互選により、委員長1名を置く。委員長は委員会を代表し、その事務を統括する。
- 5 選挙管理委員会は本規程第4条に基づいて、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成し、理事会の承認を得た上で7月10日までに正会員に告示しなければならない。
- 6 当選人が確定したときは、選挙管理委員会は直ちに、その旨を当選人に通知するとともに当選人氏名を告示し、かつ理事会に報告する。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 本会議所の正会員は、役員選考委員の選挙権および被選挙権を有する。

ただし、下記の各号に該当する正会員は、これを有しない。

- (1) 6月末日までに当該年度の会費を完納しなかった者
- (2) 前年度7月1日より当年度6月末日までに実施される例会への出席率が50%未満の者ただし、下記出席の為、やむを得ず例会を欠席した場合においては、出席したものとして取り扱う。
 - 1 他JCの例会、認承証伝達式
 - 2 秋田ブロック会員大会、東北地区会員大会、日本青年会議所全国会員大会、JCI国際会議
 - 3 日本青年会議所、東北地区協議会、秋田ブロック協議会の会議、

役員会並びに委員会

4 その他理事会が認めた場合

- 2 理事長、直前理事長、顧問は選挙権を有するが被選挙権を有しない。

(選挙方法)

第5条 投票は7月中に選挙管理委員会が定める日時及び場所に於いて、所定の用紙にて行うこととする。

- 2 理事長、直前理事長、顧問を7名より除いた人数の委員を選任する。
- 3 選挙人は被選挙人名簿より3名を選び所定の用紙に記載する。
- 4 投票日に投票出来ない場合は、告示後、投票日前日迄に選挙管理委員会
が定める日時・場所において、不在者投票をすることが出来る。
- 5 開票は、当該年度監事の立会いの上、選挙管理委員会がこれを行う。
- 6 得票数の最も多かったものより順に、本条2項で定められた人数を当選人とする。
尚、投票の結果、投票数が同数でこれらが当選すれば、本条2項に定めた人数を超えてしまう場合
においては、本人同士の抽選により当選人を決定する。
- 7 次の各号のひとつに掲げる投票は無効とする。
 - (1) 正規の用紙を用いないもの。
 - (2) 被選挙権を有しない会員を記載したもの。
ただし、他の有資格者についての記載は有効とする。
 - (3) 4名以上の会員名を記載したもの。
 - (4) 会員名の確認し難いもの。
 - (5) その他、無効票の判定は選挙管理委員会の裁定によるものとする。

(出向理事)

第6条 本会議所より選出された国際青年会議所及び日本青年会議所への出向者の内、次に該当する者は総会の承認を経て本会議所の理事とする。ただし、監事、直前理事長、顧問については本条を適用しない。

- (1) 国際青年会議所役員、副議長、副委員長、幹事、及び、これらに準じる役職
- (2) 日本青年会議所役員、副議長、副委員長、幹事、及び、これらに準じる役職
- (3) 東北地区協議会 役員
- (4) 秋田ブロック協議会 役員

(外部団体役員)

第7条 各種外部団体の役員を本会議所から選出する必要があるときは、理事会の協議により決定する。

付 則

- 1 本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日以降最初に開催され

る臨時社員総会の承認を得た日から施行する。